

## 個人情報保護審議会（第100回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### (1) 日時

平成20年6月24日（火）午前10時から12時15分まで

#### (2) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁3号館第5委員会室

### 2 出席及び欠席委員の氏名

#### (1) 出席委員

山下 淳            伊藤 潤子            赤坂 正浩  
森本 章夫            宮内 俊江

#### (2) 欠席委員

藪野 正昭            佐々木 典子

### 3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

#### (障害福祉課)

課長補佐兼障害政策係長 草部 信男            主査 山北 貴子

#### (建築指導課)

課長補佐兼管理係長 桑田 実            職員 首藤 あゆ美

### 4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

管理局长            山内 康弘  
県民情報センター室長 浜田 充啓    主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道  
県民情報センター 高橋 哲也            県民情報センター 小田 涼子

### 5 会議に付した案件の名称

#### 調査審議事項

- (1) 諮問受付番号19-3号 収集の制限（本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止）の例外並びに利用及び提供の制限の例外について  
【兵庫県障害者（児）実態調査の件】
- (2) 諮問受付番号19-4号 収集の制限（本人収集の原則）の例外、利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について  
【建築士・事務所登録閲覧システムの件】
- (3) 諮問受付番号19-2号 利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について  
【公益認定等総合情報システムの件】

## 6 議事の要旨

### (1) 諮問受付番号 19 - 3 号 収集の制限(本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止)の例外並びに利用及び提供の制限の例外について

#### 【兵庫県障害者(児)実態調査の件】

障害福祉課の職員から説明が行われた。

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問を伺いたい。

委員：この調査の過程で神戸市・姫路市が取扱う個人情報、それぞれの市が適正管理することになっているのか。

障害福祉課：それぞれの市の条例に基づいて適正管理されることになっている。

また、調査事務に伴う打合せの際にも念を押している。

委員：精神病患者に対する調査票の配布の方法は？

障害福祉課：通院者 1,000 名と入院者 500 名について、社団法人兵庫県精神科病院協会と社団法人兵庫県精神神経科診療所協会に調査票等を必要部数渡し、各協力病院に割り振ってもらい、各病院の医師が調査可能な方を選択して調査票を配付する。

委員：精神病院では、看護師等が本人に代わって記入するのか。

障害福祉課：記入は本人がするが、投函は看護師が行う場合もある。

委員：調査対象者 9,000 人の抽出は、どのように行われるのか。

障害福祉課：障害者手帳の所持者の人数により地域バランスを考えて割り振り、無作為抽出により選出している。

委員：回収した調査票のデータ入力、集計はどこですか。

障害福祉課：その作業は業者委託するので、業者の事務所ということになる。

委員：受託業者の個人情報取扱いについて、県は具体的にどのような監督をするのか。一般に、委託事業者から個人情報が漏洩する事件が多く発生している。

障害福祉課：契約の際に個人情報取扱事務に関する特記事項を添付して、その遵守を求める。また、業者決定後に個別に口頭でも指導する。

委員：入札の時点で各社にプライバシーポリシーと就業規則を提出させるべきではないか。会社法改正後、内部統制の一環としてどの会社でも整備されていると思う。

障害福祉課：入札参加資格者の制限をかける方向で検討する。

委員：入力集計した後の情報には、個人識別性がなくなっているということではないか。

障害福祉課：はい。

障害福祉課 退室

委員：答申の試案について、ご意見を伺いたい。この調査は5年に1回行われるものであり、すでに過去2回諮問されている。そのときの議論では、まだ調査方法や内容が定着しておらず、毎回同じとは限らないから、とりあえず毎回諮問してもらおうということであった。

しかし、今回で3回目であるし、今回の調査方法や内容も過去2回と本質的に変わりないようである。そこで、「今後の調査に際しては、調査対象者の属性、調査対象項目、個人情報の収集及び提供の相手方その他の重要事項について変更が生じ、これまでの答申で示した考え方によっては対処しえないこととなる場合に、改めて諮問を要することとします。」という考え方を答申案の最後に記載した。この点について、各委員のご意見を伺いたい。

委員：そういう形にするのであれば、データ入力の実業者については個人情報保護の体制が十分にとられている事業者の中から選択することという文言を答申に記載したほうがよい。

委員：答申案2ページ目の「5」にその旨を追記する形で修正することとする。その他問題がなければ、答申案を了承してよいか。

委員：異議なし。

(2) 諮問受付番号19-4号 収集の制限(本人収集の原則)の例外、利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について

【建築士・事務所登録閲覧システムの件】

建築指導課の職員から説明が行われた。

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問を伺いたい。

委員：財団法人建築行政情報センターの設置の根拠法はあるか。

建築指導課：個別の設置法はない。

委員：本件システムの規格は、センターが一律に決めていて、県には選択の余地はないのか。この情報は提供するが、この情報は提供しないというような選択の余地はあるか。

建築指導課：本件システムの規格はセンターが一律に決めているので、その意味では県にはシステムを利用するかどうかの選択しかできない。ただし、個別の入力項目には必須の項目と任意の項目があるので、その意味では選択の余地はある。例えば、建築士の本籍地は、免許の発行に不可欠な都道府県名のレベルまでは入力するが、市町村名以下の情報は入力しない予定である。

委員：誤入力が発見した場合、誰がどのような方法で訂正することができるのか。

建築指導課：本県が入力した情報については、本県が訂正入力することになる。

委員：建築士名簿や建築士事務所登録簿によって、ペーパーベースで一般に公表される情報については、本人外収集や利用提供の制限の例外答申は必要なのだろうか。

事務局：今回は、本件システムを通じての情報交換・共有をすることで、オンライン提供の答申が中心になっており、その意味で本人外収集、利用提供の制限の例外についても併せて諮問した。

建築指導課 退室

委員：答申の試案について、ご意見を伺いたい。

委員：答申案2ページの最下行、「閲覧・変更できます」とはどういうこ

とか。建築士個人や建築士事務所が、自分に関する登録情報を自由に修正できるという意味ではないと思うが。

事務局：本件システムを通じて変更登録の申請をすることができるという意味であると理解している。念のため建築指導課に確認の上、文言を修正する。

委員：その他に問題なければ、この答申案で了承してよいか。

委員：異議なし。

(3) 諮問受付番号 19 - 2号 利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について

【公益認定等総合情報システムの件】

委員：この案件は、次回の審議会に繰り越して審議する。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第100回）資料